

これまでの議論を踏まえた福祉用具貸与・ 販売種目のあり方に係る参考資料

基本的な考え方

○ 福祉用具貸与・販売種目のあり方等の検討に際しては、以下の基本的な視点を踏まえて、検討を進めるべきである。

- **高齢者の自立**

介護保険制度における、高齢者の自立支援、利用者自身の選択、予防重視、在宅重視という基本的な理念は普遍的であり、各サービス等によって日常生活の拡大や、社会参加によって地域共生社会の一員として暮らせることを目指すものであり、福祉用具の使用は一つの手段であることを認識した上で、高齢者等の自立にとって何が適切なのかを踏まえて検討をする必要がある。

- **福祉用具貸与等が果たしてきた役割**

在宅生活の維持や、効果的・効率的な給付において、福祉用具貸与や介護支援専門員との連携も含めた福祉用具専門相談員が果たしている役割の重要性を踏まえるべきである。

- **制度の持続可能性の確保**

今後も利用者が増加する一方、担い手である現役世代は減少していくことから、介護保険制度の持続可能性も踏まえて、共助の仕組みである福祉用具貸与について、介護保険方式の全体の中のリスクをどう考えるのか、社会保障制度としての公平性や機会均等、給付と負担等の観点から議論していくことが必要である。

- **制度制定当時からの変化に伴う対応**

介護保険法施行当初と比較して、福祉用具製品の充実や市場の拡大、要支援の者、要介護度1の者については特に増加率が高くなっていることから、これらの変化も踏まえ、現在の状況に即した議論を進めるべきである。

令和3年度介護報酬改定：各論⑤（福祉用具貸与の在り方の見直し）

- **福祉用具貸与について**、貸与に係る給付費に加え、**毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントにも給付費がかかることから、購入する場合に比して多額の費用**を要している。
- また、予算執行調査において、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプラン**が約6%を占め、その内容として歩行補助杖等**廉価な品目が約7割を占めている**ことが確認されている。
- そこで、歩行補助杖などの**廉価な福祉用具については**、保険給付による貸与から**販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要**とすることが考えられる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。
- 具体的には、軽度者も使うことを想定し、**要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべき**。販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて販売時に評価することとしてはどうか。

(注) 日本と同様に、福祉用具の貸与・販売の仕組みがある韓国では、歩行補助杖・歩行器・手すりは、貸与でなく「販売」としている。

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合(1割負担の者)

販売価格: 約1万円 レンタル価格: 約1,500円/月

購入する場合

自己負担: 約10,000円

自己負担: 約5,400円
(約150円 × 36月)

貸与に係る給付費: 約48,600円
(約1,350円 × 36月)

ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費:
約360,000円(約10,000円 × 36月)

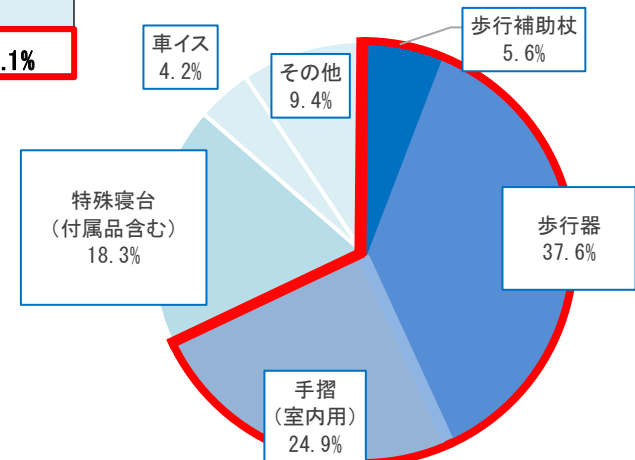
総額: 約414,000円

福祉用具貸与

◆ 福祉用具貸与のみのケアプランについて

- ケアプランの内容を調査した2020年度予算執行調査によれば、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプランは全体の6.1%**を占めている。
- このうち、1年間同じケアプランにおける具体的な品目の内訳は、**歩行補助杖・歩行器・手すり等の廉価な品目が約7割を占める**。

| 総計 | 福祉用具貸与のみのケアプラン |
|--------|-----------------|
| 12,603 | 772 6.1% |



購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

Ⅲ （福祉用具の安全な利用の促進）

福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、Ⅱ 6 ①（介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化）アの取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきある。また、福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点から、福祉用具の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきである。

Ⅲ （福祉用具貸与・販売種目の在り方）

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべきである。

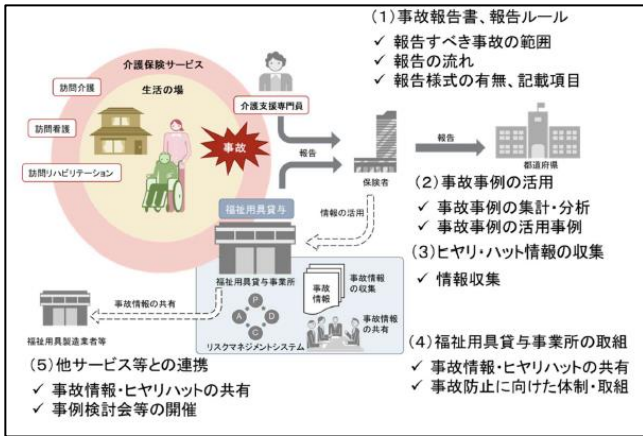
福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、
サービスの質の向上及び給付の適正化について

介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業

令和3年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

- 在宅における福祉用具の安全な利用のためには、まず利用者本人及び介護者等が操作方法や留意事項を正しく理解するための、福祉用具貸与事業所の丁寧な説明が必要である。その上で、正しく使用していただいているかを確認し、問題がある場合には利用継続の可否の検討・判断も必要となる。
- 福祉用具貸与事業所や福祉用具相談員が個々に事故やヒヤリ・ハットとして認識する範囲が異なることが課題として挙げられていた。
- 多くの事業所では情報不足やタイムリーな把握が困難であるという現状であることから、迅速に把握・共有できる手段の構築が望まれると共に、事故情報の周知や事故原因の分析結果を踏まえた再発防止策等の情報共有を通じ、福祉用具貸与事業所における事故防止に向けた積極的な啓発が求められる。

本調査における実態把握



事故報告の様式・書式は市区町村ごとに異なっており、又、様式・書式が定められていない市区町村もあることを踏まえ、本事業の成果物の一つとして、福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式例を作成

事故報告書（福祉用具貸与事業所→〇〇市（町村））

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

□ 第1報 □ 第 報 □ 最終報告 提出日：西暦 年 月 日

| | | | |
|-----------------|------------------|--|---|
| 1 事故状況 | 事故状況の程度 | <input type="checkbox"/> 受診（外来・住診） <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| 2 事業所の概要 | 死に至った場合 知七年月日 | 西暦 年 月 日 | |
| 3 対象者 | 事業所（施設）名 | 事業所番号 | |
| | 所在地 | | |
| | 氏名・年齢・性別 | 氏名 | 年齢 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |
| 4 事故の概要 | サービス提供開始日 | 西暦 年 月 日 | 保険者 |
| | 住所 | | |
| 5 発生場所 | 住宅の状況 | <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅（ 階） <input type="checkbox"/> 平層 <input type="checkbox"/> 2階建て以上 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| | 施設（施設名） | | |
| 6 提供種目 | 身体状況 | 要介護度 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立 認知症高齢者 日常生活自立度 I IIa IIb IIIa IIIb IV M | |
| | 発生日 | 西暦 年 月 日 | 時刻 分 秒 (24時間表記) |
| 7 事故の種別 | 発生場所 | 自宅 <input type="checkbox"/> 洗面・脱衣所 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> ベランダ・バルコニー <input type="checkbox"/> 玄関内 <input type="checkbox"/> 玄関外 <input type="checkbox"/> 勝手口 <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 自宅以外（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| | 施設 | <input type="checkbox"/> 居室（多床室） <input type="checkbox"/> 居室（個室） <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| 8 貨物品 | 事故の種別 | <input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 踏み込み <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 交通事象 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| | 提供種目 | <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 認知症徘徊感知機器 <input type="checkbox"/> 自動排渾知機装置 <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 移動用リフト <input type="checkbox"/> 移動用リフト <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 体位変換器 <input type="checkbox"/> 歩行補助つえ | |
| 9 発生時状況、事故内容の詳細 | 商品名 | | |
| | TAISコード | 当該商品の貸与開始年月 西暦 年 月 | |
| 10 事故情報の把握方法 | 発生時状況、事故内容の詳細 | | |
| | 事故情報の把握方法 | <input type="checkbox"/> 福祉用具専門相談員による聞き取りもしくは発見 <input type="checkbox"/> 利用者本人からの連絡 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員からの連絡 <input type="checkbox"/> 家族等の介護者からの連絡 <input type="checkbox"/> 他介護サービス事業所からの連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| その他 | 特記すべき事項 | | |

| | |
|-----------|--|
| 5 発生時の対応 | 発生時の対応 受診方法 <input type="checkbox"/> 受診（外来・住診） <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> 施設内の医師（配置医含む）が対応 <input type="checkbox"/> その他（ ） 受診先 医療機関名 連絡先（電話番号） 診断名 診断内容 <input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折（部位： ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 検査、処置等の概要 |
| 6 利用者の状況 | 利用者への報告 報告した家族等の続柄 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他（ ） 報告年月日 西暦 年 月 日 連絡した関係機関（連絡した場合のみ） <input type="checkbox"/> 自治体 自治体名（ ） <input type="checkbox"/> 警察 警察署名（ ） <input type="checkbox"/> その他 名称（ ） 本人、家族、関係先等への追加対応 予定 |
| 7 事故の原因分析 | 本人、家族、関係先等への追加対応 予定 （できるだけ具体的に記載すること） 7 事故の原因分析 （本人要因、介護者要因、福祉用具利用方法要因、福祉用具製品要因、環境要因の分析） 連携先 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> レンタル屋 <input type="checkbox"/> その他（ ） （できるだけ具体的に記載すること） |
| 8 再発防止策 | 8 再発防止策 （手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等） |
| 9 その他 | 9 その他 特記すべき事項 |
| 10 添付資料 | 10 添付資料（必要に応じて） <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 検証結果報告書 <input type="checkbox"/> その他（ ） |

介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する

事業所の体制を強化するための調査研究事業

令和4年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

- 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、どのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組を踏まえながら、更なる効果的な取組を今後検討していくべきと指摘された。
- 令和3年度は、自治体や事業所等が把握している事故やヒヤリ・ハットの实態把握を行い、その原因や事故防止に資する必要な情報、課題等の整理を行い、報告様式(案)を作成している。
- 本事業においては、当該様式(案)を実際に活用して福祉用具に関する事故やヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止に資する情報の分析を行い、安全性やサービスの向上に向けた取組としてケアマネジャーを含むサービス事業所等が共有して活用できる手引きや資料及び福祉用具専門相談員の知識や技術等、関係者との連携方法等についてまとめる。
- 平成29年以降の消費者安全調査委員会の福祉用具に関する公開ヒアリング等の状況を踏まえた取組についての検討を含むこと。また、厚生労働省が開催している「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」で本事業の調査結果（速報値を含む）を用いる可能性があることから、本事業で実施する内容については、当該検討会における議論も踏まえて検討する。

(参 考)

事故の防止に向けた 福祉用具専門相談員の留意点

～アセスメント編～

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

事例3 床置き型手すりとベッドの隙間に身体が挟まった

基本情報

【利用者の情報】男性/70歳代/要介護1/肺炎歴/同居家族：長男夫婦
【用具種別】手すり(床置き型)
【貸与開始からの経過期間】2か月
【利用を始めるきっかけ】以前より市販のベッドを使用していた。肺炎歴があり毎日昼寝をするがベッドからの起き上がりときに力が入らず時間がかかるので困っているとの相談で導入。
【発生時点に関する情報】起床時ベッドと手すりの間に身体が挟まり動けなかった。
【発生場所】自宅居室
【認知症の日常生活自立度】ランク1



事例の概要

昼寝からなかなか起きてこないで長男の妻が起こしに行ったら、床置き型手すりを使って一般ベッドから起き上がるうしろしたとき、手すりが動き、ベッドと手すりの隙間に身体がずり落ちた。

考えられる要因

- 起き上がって立ち上がりやすいように床置き型手すりをベッドのヘッドボードから少し離れたところに設置していたので、起き上がる時に横方向へ過度な力がかり、ずれてしまったため。

事例11 電動車いすで縁石に乗り上げ横転した

基本情報

【利用者の情報】男性/70歳代/要介護2/脳梗塞/同居家族：なし
【用具種別】ハンドル形電動車いす
【貸与開始からの経過期間】1週間
【利用を始めるきっかけ】今までは歩行車を使用していたが、脳梗塞を発症し、歩行に不安が出てきたため、退院後からハンドル形電動車いすの使用を開始した。
【発生時点に関する情報】横れ、履倒、視界良好
【発生場所】道路脇の歩道
【認知症の日常生活自立度】ランク1



事例の概要

ハンドル形電動車いすで横断歩道を一人で(介助者なしで)渡り、歩道を左方向へ進むためにハンドルを左に切ったところ、縁石に左後輪を乗り上げてしまい横転した。導入時は訪問介護員と一緒に近所のスーパーへ買い物に出かけていたが、訪問介護員がいないときに一人で初めての道を走行した。

考えられる要因

- 歩道の進入口には、止りめボールがあり、避けるため早めにハンドルを左へ切ったため。
- 当初の利用方法に反して、介助者を伴わず一人で使用したため。
- 初めて通る道であり、慣れていなかったため。

出典：一般社団法人日本福祉用具供給協会

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

- 福祉用具貸与事業所における事故やヒヤリ・ハットの防止に向けた環境整備の取組は、以下のようなものが挙げられた。

事故やヒヤリ・ハットの防止に向けた環境整備の取組

| 調査数 | 事故の範囲・定義を明確にして周知 | ヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確にして周知 | 貴事業所もしくは法人が独自に作成した事故やヒヤリ・ハットに関するマニュアル等を整理 | 他機関・団体等が作成した事故やヒヤリ・ハットに関するマニュアル等を整備 | その他 | 特になし | 無回答 |
|--------|------------------|-----------------------|---|-------------------------------------|------|------|------|
| 359 | 218 | 163 | 88 | 103 | 15 | 34 | 3 |
| 100.0% | 60.7% | 45.4% | 24.5% | 28.7% | 4.2% | 9.5% | 0.8% |

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」より作成（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

- 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度や、定期モニタリングの頻度が高くなるケースの把握状況は以下の通りであった。

事業所としての定期モニタリングの頻度

| 調査数 | 原則として1〜2か月に1回 | 原則として3か月に1回 | 原則として6か月に1回 | その他 | 無回答 |
|--------|---------------|-------------|-------------|------|------|
| 359 | 16 | 39 | 293 | 10 | 1 |
| 100.0% | 4.5% | 10.9% | 81.6% | 2.8% | 0.3% |

定期モニタリングの頻度が高くなるケースの把握状況

| 調査数 | 頻度が高いケースがある | 特にない | 無回答 |
|--------|-------------|-------|------|
| 359 | 155 | 201 | 3 |
| 100.0% | 43.2% | 56.0% | 0.8% |

(※) 定期モニタリングの「頻度が高いケースがある」場合の具体例としては、利用者の状態・体調・希望等に関する内容が特に多く、「ADL変化が早い利用者で、福祉用具の入替等が必要な方（がん末等）」、「身体状況が不安定で病気や床ずれが出来易い方など頻回に訪問している」、「疾病があり身体状況の変化が著しい場合は、毎月、もしくは都度都度行っている」、「お客様の希望、使用頻度が極めて高い場合」といった回答が挙げられた。

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」より作成（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

○ 福祉用具専門相談員における事故やヒヤリ・ハットの原因分析に関する連携先は、以下の通りであった。

事故の原因分析の連携先

| | 調査数 | メーカー | レンタル卸 | その他 | 無回答 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 連携先 | 27 | 7 | 13 | 3 | 8 |
| | 100.0% | 25.9% | 48.1% | 11.1% | 29.6% |

ヒヤリ・ハットが発生した原因分析の連携先

| | 調査数 | メーカー | レンタル卸 | なし | その他 | 無回答 |
|-----|--------|-------|-------|-------|------|-------|
| 連携先 | 155 | 23 | 66 | 47 | 12 | 21 |
| | 100.0% | 14.8% | 42.6% | 30.3% | 7.7% | 13.5% |

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」より作成（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業

令和3年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

- エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止、介護負担の軽減等を推進することを目的とした科学的介護に係る検討が進められているところであり、福祉用具貸与サービスにおいても福祉用具貸与計画書及びモニタリング記録のPDCAサイクルを適正に機能させていく必要がある。
- 令和2年度に実施した調査研究事業において、福祉用具貸与計画書やモニタリング記録について、記録すべき項目は共通化しているものの、福祉用具専門相談員によって福祉用具のモニタリングにおける視点や評価が異なること等の課題が浮き彫りとなった。客観的な評価や進捗状況の把握が可能となるよう定量的な目標を設定することが重要であるが、どのような定量的な目標を設定することが適切かは引き続き検討が必要であった。
- 令和3年度は、介護支援専門員が必要としている情報について把握し、福祉用具貸与サービスの質の向上に向けた記録項目や記載内容の基準の可視化・標準化に資するふくせん福祉用具サービス計画書およびモニタリングシートの改編様式の作成を行うことを目的とした。

福祉用具貸与計画書における項目の標準化に向けた検討

【調査対象】 全国の居宅介護支援事業所（事業所内 1名）： 介護支援専門員 1,500名

【目的】 介護支援専門員を対象に「福祉用具サービス計画」や福祉用具専門相談員が実施するモニタリングの結果等の活用状況、福祉用具専門相談員から得られる介護支援専門員にとって有益な情報等について実態の把握を行った。

<調査項目>

- 居宅サービス計画書完成前の福祉用具専門相談員との連携について
- 福祉用具専門相談員が実施しているモニタリング結果の活用について
- 福祉用具専門相談員が実施している福祉用具サービス計画の活用について
- 福祉用具専門相談員を利用者に紹介する際に重視するポイントについて

【調査時期】 令和3年11月1日（月）～令和3年12月6日（月）

【調査方法】 郵送配布・郵送回収またはWEB回収

【回収状況】 ○回収数：691件（回収率：46.0%） ○有効回収数 688件（45.8%）

福祉用具貸与サービスの質の向上に向けた検討

【検討方法】 令和2年度調査において課題とされた、福祉用具貸与サービスの質の評価や望ましい目標設定等について、作業部会及び検討委員会の場で議論し、チームケアの促進に寄与すると考えられる情報や取組を整理するために介護支援専門員を対象としたアンケート調査結果から、ふくせん様式の改編案の作成を行い、現場の福祉用具専門相談員を対象に試行運用を実施した。更にふくせん様式の改編案に対する改善点や実運用に向けた課題等を把握するため、介護支援専門員及び試行運用を実施した福祉用具専門相談員を対象にヒアリング調査を実施。

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

○ サービス計画交付前後における福祉用具専門相談員の行動内容と多職種との連携状況は以下の通りであった。

サービス計画書交付前（多職種との連携）

| 多職種 (介護支援専門員含む) | 回数 | 訪問 | 訪問以外 |
|--------------------|-----|--------------|--------------|
| 相談 | 436 | 150 34.4% | 286 65.6% |
| 利用者情報 | 347 | 158 45.5% | 189 54.5% |
| ヒヤリハット情報 | 1 | 0 0.0% | 1 100.0% |
| 家屋環境情報 | 128 | 104 81.3% | 24 18.8% |
| 用具使用状況情報 | 181 | 89 49.2% | 92 50.8% |
| 使用方法の指導 | 81 | 80 98.8% | 1 1.2% |
| その他 | 212 | 145 68.4% | 67 31.6% |



サービス計画書交付後（多職種との連携）

| 多職種 (介護支援専門員含む) | 回数 | 訪問 | 訪問以外 |
|--------------------|-----|-------------|-------------|
| 相談 | 52 | 15 28.8% | 37 71.2% |
| 利用者情報 | 80 | 31 38.8% | 49 61.3% |
| ヒヤリハット情報 | 0 | 0 0.0% | 0 0.0% |
| 家屋環境情報 | 13 | 8 61.5% | 5 38.5% |
| 用具修理依頼 | 2 | 0 0.0% | 2 100.0% |
| 用具再調整依頼 | 13 | 1 7.7% | 12 92.3% |
| 用具使用状況情報 | 125 | 61 48.8% | 64 51.2% |
| 使用方法の指導 | 12 | 10 83.3% | 2 16.7% |
| その他 | 53 | 24 45.3% | 29 54.7% |

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

○ サービス計画交付前後における福祉用具専門相談員と多職種との疾病別の連携状況は以下の通りであった。

サービス計画書交付前（多職種との連携）

| | 回数 | 介護支援専門員 | 訪問介護・職員 | 訪問看護・職員 | 訪問リハ・職員 | 通所介護・職員 | 通所リハ・職員 | その他 |
|-----------|-----|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| がん | 265 | 189 71.3% | 11 4.2% | 19 7.2% | 7 2.6% | 4 1.5% | 4 1.5% | 31 11.7% |
| 関節リウマチ | 36 | 33 91.7% | 2 5.6% | 0 0.0% | 0 0.0% | 1 2.8% | 0 0.0% | 0 0.0% |
| 骨粗鬆症 | 84 | 66 78.6% | 2 2.4% | 0 0.0% | 0 0.0% | 3 3.6% | 2 2.4% | 11 13.1% |
| 認知症 | 260 | 193 74.2% | 13 5.0% | 3 1.2% | 2 0.8% | 15 5.8% | 6 2.3% | 28 10.8% |
| パーキンソン病 | 96 | 84 87.5% | 1 1.0% | 1 1.0% | 2 2.1% | 3 3.1% | 2 2.1% | 3 3.1% |
| 脊髄小脳変性症 | 9 | 6 66.7% | 1 11.1% | 1 11.1% | 0 0.0% | 0 0.0% | 1 11.1% | 0 0.0% |
| 脊柱管狭窄症 | 112 | 96 85.7% | 6 5.4% | 0 0.0% | 1 0.9% | 2 1.8% | 2 1.8% | 5 4.5% |
| 糖尿病 | 207 | 157 75.8% | 12 5.8% | 4 1.9% | 4 1.9% | 8 3.9% | 4 1.9% | 18 8.7% |
| 脳血管疾患 | 363 | 235 64.7% | 24 6.6% | 16 4.4% | 13 3.6% | 13 3.6% | 11 3.0% | 51 14.0% |
| 閉塞性動脈硬化症 | 23 | 20 87.0% | 1 4.3% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 2 8.7% |
| 慢性閉塞性肺疾患 | 5 | 4 80.0% | 0 0.0% | 1 20.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% |
| 変形性関節症 | 161 | 121 75.2% | 8 5.0% | 2 1.2% | 4 2.5% | 7 4.3% | 4 2.5% | 15 9.3% |
| 16疾病・疾患以外 | 514 | 380 73.9% | 22 4.3% | 11 2.1% | 14 2.7% | 15 2.9% | 13 2.5% | 59 11.5% |
| その他 | 396 | 298 75.3% | 19 4.8% | 11 2.8% | 7 1.8% | 12 3.0% | 6 1.5% | 43 10.9% |



サービス計画書交付後（多職種との連携）

| | 回数 | 介護支援専門員 | 訪問介護・職員 | 訪問看護・職員 | 訪問リハ・職員 | 通所介護・職員 | 通所リハ・職員 | その他 |
|-----------|-----|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| がん | 42 | 34 81.0% | 1 2.4% | 2 4.8% | 2 4.8% | 1 2.4% | 0 0.0% | 2 4.8% |
| 関節リウマチ | 0 | 0 - | 0 - | 0 - | 0 - | 0 - | 0 - | 0 - |
| 骨粗鬆症 | 29 | 27 93.1% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 2 6.9% |
| 認知症 | 42 | 34 81.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 2 4.8% | 1 2.4% | 5 11.9% |
| パーキンソン病 | 28 | 27 96.4% | 1 3.6% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% |
| 脊髄小脳変性症 | 5 | 4 80.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 1 20.0% |
| 脊柱管狭窄症 | 15 | 14 93.3% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 1 6.7% |
| 糖尿病 | 60 | 51 85.0% | 0 0.0% | 1 1.7% | 2 3.3% | 2 3.3% | 1 1.7% | 3 5.0% |
| 脳血管疾患 | 75 | 56 74.7% | 5 6.7% | 0 0.0% | 1 1.3% | 5 6.7% | 7 9.3% | 1 1.3% |
| 閉塞性動脈硬化症 | 8 | 6 75.0% | 1 12.5% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 1 12.5% |
| 慢性閉塞性肺疾患 | 0 | 0 - | 0 - | 0 - | 0 - | 0 - | 0 - | 0 - |
| 変形性関節症 | 34 | 29 85.3% | 3 8.8% | 0 0.0% | 0 0.0% | 1 2.9% | 1 2.9% | 0 0.0% |
| 16疾病・疾患以外 | 130 | 113 86.9% | 0 0.0% | 2 1.5% | 3 2.3% | 4 3.1% | 3 2.3% | 5 3.8% |
| その他 | 94 | 75 79.8% | 4 4.3% | 2 2.1% | 4 4.3% | 3 3.2% | 1 1.1% | 5 5.3% |

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「福祉用具等におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA推進に関する研究事業」より作成

（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

○ 自治体が行う貸与後の点検の実施状況や、点検の対象としているケースは、以下の通りであった。

福祉用具貸与後に点検の対象としているケース【単一回答】

| | 件数 | 全件対象となる | 特定のケースを対象としている | 点検は実施していない | 無回答 |
|----|--------------|------------|----------------|--------------|------------|
| 合計 | 1228 100% | 87 7.1% | 142 11.6% | 978 79.6% | 21 1.7% |

特定のケースを対象としていると回答した場合の内訳【単一回答】

| | 件数 | 軽度者に対する車いす等 | 選定基準上で、利用が想定しにくい状態とされている者に対する貸与 | 手すり・スロープ以外で、2個以上同一種目で給付されているもの | 手すり・スロープで、特に給付個数が多いもの | 商品が給付対象となるか確認が必要なもの | その他 | 無回答 |
|----|-----|-------------|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------------|-------------|-----------|
| 合計 | 142 | 53 37.3% | 80 56.3% | 57 40.1% | 56 39.4% | 57 40.1% | 88 62.0% | 3 2.1% |

【出典】令和4年度度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する調査研究事業報告書」より作成

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

○ 福祉用具貸与後の自治体による点検の実施者や点検を行う専門職の内訳等は、以下の通りであった。

点検の実施者【複数回答】

| | 件数 | 市区町村職員 (一般職員) | 市区町村職員 (リハビリテーション専門 職等、専門職) | 外部の専門職 (リハビリテーション専門 職等、専門職) | その他 | 無回答 |
|----|-----|------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|
| 合計 | 229 | 159 69.4% | 105 45.9% | 13 5.7% | 11 4.8% | 12 5.2% |

市区町村職員、外部の専門職の具体的な職種【複数回答】

| | 件数 | 保健師 | 看護師 | 准看護師 | 理学療法士 | 作業療法士 | 社会福祉士 | 介護福祉士 | 義肢装具士 | その他 | 無回答 |
|--------|-----|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 市区町村職員 | 112 | 43 38.4% | 18 16.1% | 1 0.9% | 14 12.5% | 11 9.8% | 23 20.5% | 14 12.5% | 0 0.0% | 48 42.9% | 1 0.9% |
| 外部の専門職 | 28 | 1 3.6% | 0 0.0% | 0 0.0% | 20 71.4% | 12 42.9% | 0 0.0% | 1 3.6% | 0 0.0% | 6 21.4% | 2 7.1% |

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

○ 自治体が特定福祉用具販売における給付の対象商品として、妥当性を確認する方法は、以下の通りであった。

対象商品としての妥当性の確認方法（判断材料）【複数回答】

| | 件数 | 特に確認はしていない | TAISコードの有無を確認している | カタログの記載を確認している | メーカーへ問い合わせしている | 過去の給付実績を確認している | 他の市区町村での給付実績を確認している | その他 | 無回答 |
|--------|------|------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|-------------|-----------|
| 全体 | 1228 | 46 3.7% | 386 31.4% | 1081 88.0% | 42 3.4% | 636 51.8% | 72 5.9% | 112 9.1% | 4 0.3% |
| 政令指定都市 | 17 | 0 0.0% | 12 70.6% | 16 94.1% | 2 11.8% | 13 76.5% | 0 0.0% | 2 11.8% | 0 0.0% |
| 中核市 | 56 | 1 1.8% | 29 51.8% | 52 92.9% | 3 5.4% | 43 76.8% | 2 3.6% | 4 7.1% | 0 0.0% |
| 特別区 | 22 | 0 0.0% | 11 50.0% | 21 95.5% | 2 9.1% | 13 59.1% | 2 9.1% | 6 27.3% | 0 0.0% |
| 一般市 | 569 | 12 2.1% | 219 38.5% | 502 88.2% | 19 3.3% | 315 55.4% | 41 7.2% | 59 10.4% | 2 0.4% |
| 町 | 486 | 28 5.8% | 94 19.3% | 422 86.8% | 14 2.9% | 223 45.9% | 23 4.7% | 38 7.8% | 1 0.2% |
| 村 | 78 | 5 6.4% | 21 26.9% | 68 87.2% | 2 2.6% | 29 37.2% | 4 5.1% | 3 3.8% | 1 1.3% |

【出典】 令和4年度度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する調査研究事業報告書」より作成

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

○ 市区町村における福祉用具貸与に関する課題は、以下の通りであった。

市区町村としての課題【複数回答】

| | 件数 | 例外的な給付については適切な給付が確認できない | 既給与されているものの点検について、点検すべき対象が明確ではない | 要介護者の増加に伴い給付額が増加している | 事業所への指導等ができていない | リハビリテーション専門職等の専門職がない | 外部のリハビリテーション専門職等の専門職に相談したいが対応してくれる組織がない | 外部のリハビリテーション専門職等に相談したいが対応してもらえない | その他 | 特になし | 無回答 |
|--------|------|-------------------------|----------------------------------|----------------------|-----------------|----------------------|---|----------------------------------|------------|--------------|------------|
| 全体 | 1228 | 549 44.7% | 463 37.7% | 391 31.8% | 356 29.0% | 513 41.8% | 77 6.3% | 80 6.5% | 53 4.3% | 204 16.6% | 51 4.2% |
| 政令指定都市 | 17 | 12 70.6% | 11 64.7% | 10 58.8% | 9 52.9% | 11 64.7% | 4 23.5% | 3 17.6% | 3 17.6% | 0 0.0% | 0 0.0% |
| 中核市 | 56 | 25 44.6% | 19 33.9% | 21 37.5% | 21 37.5% | 17 30.4% | 3 5.4% | 2 3.6% | 1 1.8% | 10 17.9% | 0 0.0% |
| 特別区 | 22 | 14 63.6% | 8 36.4% | 5 22.7% | 4 18.2% | 8 36.4% | 1 4.5% | 1 4.5% | 1 4.5% | 2 9.1% | 0 0.0% |
| 一般市 | 569 | 273 48.0% | 236 41.5% | 220 38.7% | 172 30.2% | 241 42.4% | 36 6.3% | 38 6.7% | 37 6.5% | 71 12.5% | 13 2.3% |
| 町 | 486 | 211 43.4% | 166 34.2% | 126 25.9% | 130 26.7% | 211 43.4% | 30 6.2% | 30 6.2% | 9 1.9% | 95 19.5% | 29 6.0% |
| 村 | 78 | 14 17.9% | 23 29.5% | 9 11.5% | 20 25.6% | 25 32.1% | 3 3.8% | 6 7.7% | 2 2.6% | 26 33.3% | 9 11.5% |

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する調査研究事業報告書」より作成

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

- 福祉用具専門相談員による特定福祉用具販売後の用具の使用状況の確認状況や方法、確認までに要する期間は以下の通りであった。

使用状況の確認の有無【複数回答】

| 件数 | 実施していない | 実施している | 実施している 自事業所の福祉用具貸与を 提供しているケースのみ 実施している | 実施している 利用している介護保険サービ スが福祉用具販売のみの場合 は実施している | 無回答 |
|------|---------|--------|---|---|------|
| 1434 | 132 | 973 | 284 | 10 | 35 |
| 100% | 9.2% | 67.9% | 19.8% | 0.7% | 2.4% |

使用状況の確認の方法【複数回答】

| 件数 | 訪問 | 電話 | その他 | 無回答 |
|-----|-------|-------|------|------|
| 973 | 487 | 656 | 26 | 52 |
| | 50.1% | 67.4% | 2.7% | 5.3% |

使用状況の確認までに要する期間

| 件数 | 1～3日 | 4～6日 | 7～9日 | 10～15日 | 16日以上 | 無回答 | 平均(日) | 標準偏差 | 最大値(日) | 最小値(日) |
|------|-------|------|-------|--------|-------|------|-------|------|--------|--------|
| 973 | 105 | 68 | 520 | 167 | 39 | 74 | 8.2 | 6.8 | 120 | 1 |
| 100% | 10.8% | 7.0% | 53.4% | 17.2% | 4.0% | 7.6% | | | | |

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化について

- 福祉用具専門相談員による福祉用具販売後のメンテナンス等の実施状況や、実施している場合にメンテナンスまでに要する期間は以下の通りであった。

メンテナンス等の実施の有無

| 件数 | 基本的には実施していない | 利用者・家族から依頼があれば実施 ※介護支援専門員等を介して 寄せられた相談を含む | 自事業所の福祉用具貸与を提供 しているケースのみ実施している | 一部の種目については実施している | 利用している介護保険サービスが福祉 用具販売のみの場合には実施している | 全ての種目について実施している | 無回答 |
|------|--------------|---|-----------------------------------|------------------|--|-----------------|------|
| 1434 | 126 | 950 | 182 | 28 | 8 | 73 | 67 |
| 100% | 8.8% | 66.2% | 12.7% | 2.0% | 0.6% | 5.1% | 4.7% |

メンテナンスまでに要する期間

| | 件数 | 0 カ月 | 1 ～ 3 カ月 | 4 ～ 6 カ月 | 7 ～ 12 カ月 | 1 3 カ月 以上 | 無 回 答 | 平均 (カ 月) | 標準 偏差 | 最大 値 (カ 月) | 最小 値 (カ 月) |
|------------------------|------------|-----------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------------|----------|-------------------------|-------------------------|
| 一部の種目については 実施している場合 | 28 100% | 0 0.0% | 9 32.1% | 12 42.9% | 2 7.1% | 1 3.6% | 4 14.3% | 5.5 | 5.9 | 30 | 1 |
| 全ての種目について実 施している場合 | 73 100% | 0 0.0% | 21 28.8% | 47 64.4% | 2 2.7% | 2 2.7% | 1 1.4% | 8.4 | 22.9 | 180 | 1 |

【出典】 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する調査研究事業報告書」より作成

福祉用具専門相談員に関する規定①

指定福祉用具貸与

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令37号）

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第198条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第199条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

福祉用具専門相談員に関する規定②

指定福祉用具貸与

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令37号)

(福祉用具貸与計画の作成)

第199条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(運営規程)

第200条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第201条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の研修、維持及び向上に努めなければならない。

福祉用具専門相談員に関する規定③

指定福祉用具貸与

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令37号）

（記録の整備）

第204条の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 福祉用具貸与計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 第二百三条第四項に規定する結果等の記録
- 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第206条 第八条から第十四条まで、第一六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第六項を除く。）、第五十二条並びに第百一条第一項及び第二項及び第四項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節（第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。～略～

※準用元

（サービスの提供の記録）

第19条

2 福祉用具貸与事業者は、福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出が合った場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（事故発生時の対応）

第37条 福祉用具貸与事業者は、利用者に対する福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉用具貸与事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 福祉用具貸与事業者は、利用者に対する福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

福祉用具専門相談員に関する規定④

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令35号）

指定介護予防福祉用具貸与

（指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針）

第277条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第278条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。
- 七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

福祉用具専門相談員に関する規定⑤

指定介護予防福祉用具貸与

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令35号）

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

- 第278条の二** 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
 - 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
 - 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
 - 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
 - 8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

福祉用具専門相談員に関する規定⑥

指定特定福祉用具販売

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令37号）

（基本方針）

第207条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

（サービスの提供の記録）

第211条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第214条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- 二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該**特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。**
- 四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

福祉用具専門相談員に関する規定⑦

指定特定福祉用具販売

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令37号）

（特定福祉用具販売計画の作成）

- 第214条の二** 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第百九十九条の二第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該指定特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

（記録の整備）

- 第215条** 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 特定福祉用具販売計画
 - 二 第二百十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

福祉用具専門相談員に関する規定⑧

指定特定介護予防福祉用具販売

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令35号）

第一節 基本方針

第281条 指定介護予防サービスに該当する指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定介護予防福祉用具（法第八条の二第十一項の規定により厚生労働大臣が定める指定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、指定特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（サービスの提供の記録）

第285条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針）

- 第290条** 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
 - 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
 - 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

福祉用具専門相談員に関する規定⑨

指定特定介護予防福祉用具販売

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令35号）

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）

第291条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該**特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。**
- 五 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

（特定介護予防福祉用具販売計画の作成）

- 第292条** 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した**特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。**この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 **特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。**
 - 3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該**特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。**

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

- 福祉用具専門相談員の指定講習のカリキュラムは平成27年以降、見直しがされていないが、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理にて、福祉用具の利用安全の促進等の観点から見直しについて言及されており、近年の制度改正等も踏まえ見直す必要がある。
- 本調査研究の成果を踏まえ、令和6年度中に指定講習のカリキュラムを定めている告示や通知を改正の上、令和7年度からの施行を目指す。

現行のカリキュラム 【平成27年4月～】

| 科目 | 科目名 | 時間 |
|--------------------------------|---------------------------|----|
| 1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割 | 福祉用具の役割 | 1 |
| | 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 | 1 |
| 2. 介護保険制度等に関する基礎知識 | 介護保険制度の考え方と仕組み | 2 |
| | 介護サービスにおける視点 | 2 |
| 3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識 | からだところの理解 | 6 |
| | リハビリテーション | 2 |
| | 高齢者の日常生活の理解 | 2 |
| | 介護技術 | 4 |
| | 住環境と住宅改修 | 2 |
| 4. 個別の福祉用具に関する知識・技術 | 福祉用具の特徴 | 8 |
| | 福祉用具の活用 | 8 |
| 5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識 | 福祉用具の供給の仕組み | 2 |
| | 福祉用具貸与計画等の意義と活用 | 5 |
| 6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習 | 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成 | 5 |
| 合 計 | | 50 |

本調査研究事業は、検討委員会並びに作業部会を組成し、以下に示すフローで実施する。

1. 文献調査を踏まえた論点整理
2. 現行のカリキュラムの課題の洗い出しと加えるべき事項等の整理
3. 実態把握に係るアンケート調査
カリキュラム修了後の実務に係るアンケート調査
4. アンケート調査の結果分析と課題整理を踏まえた見直しに係る骨子と具体案の作成
5. 見直し案に対するヒヤリング調査
6. ヒヤリング調査結果を踏まえて追加・変更事項等の再整理
7. 報告書の作成、成果の普及啓発等

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所）

○介護保険における福祉用具の選定の判断基準は、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理において、適正化の方策のために、現在の給付事例等を踏まえて、多くの関係者がより活用できるようにすることも踏まえて見直しをするべきとされており、制度の持続可能性の観点からも見直す必要があることから、本事業を踏まえ、速やかに選定基準の改訂版を発出する。

事業概要

(1) 福祉用具の判断基準に関する文献調査

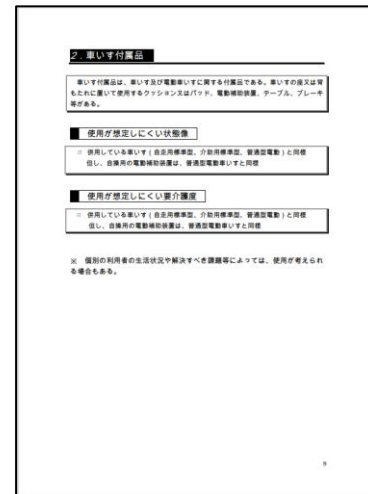
福祉用具の適応や選定に関する調査事業の結果を整理し、現在の給付における特徴や課題を把握する。また判断基準の見直し案を検討するための基礎資料として、ワーキング・グループにおいて検証・精査するための介護保険における福祉用具の利用事例を収集する。

(2) 福祉用具の選定の判断基準の見直しに関する有識者等へのヒヤリング調査

(3) 介護保険における福祉用具の判定基準の見直しに関するワーキング・グループ

(4) 介護保険における福祉用具の判定基準の見直しに関する検討委員会

| | |
|------|---|
| 委員 | 委員長：渡邊慎一／横浜リハビリテーションセンター 副センター長 他、委員は作業療法士、理学療法士、ケアマネジャー、福祉用具専門相談員、エンジニア、介護事業所の実情に知見を有する有識者、業界団体等から選定する。 |
| 実施時期 | 第1回：令和5年8月～9月 第2回：令和5年12月～1月 第3回：令和5年2月～3月 |
| 検討内容 | 第1回：事業概要、各調査の設計 第2回：調査進捗の報告、選定基準の見直し（案） 第3回：成果物のとりまとめ、報告書 |



在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

- 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理において利用者の状態を踏まえた支援等が重要であり、利用期間の予測可能性等の検討が必要、多職種連携による支援のプロセス、仕組みを促進するべきとされた。
- また、制度開始時と比較して、特に軽度とされている利用者数が増加している中、あり方検討会の整理では、改善が期待できる者は要支援・要介護度が軽度の者とされており、これらの者に対する支援を中心に検討を進め、制度の持続可能性を確保する必要がある。

1) 福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する研究

調査目的：開始時の支援実態を明らかにし、根拠を持ってモニタリングすることによって貸与期間設定（モニタリングの設定）を検証

調査対象：介護予防福祉用具貸与事業所及び福祉用具専門相談員。介護予防福祉用具貸与を調査開始時以降、新規で利用開始となる利用者

調査方法：郵送またはWEB

- ①貸与開始時（情報収集と評価）
- ②モニタリング実施時（過不足、不適切な使用）
- ③貸与終了時（貸与開始時との比較、終了の理由）

2) 在宅高齢者の多様な状態を踏まえた支援のあり方に関する研究

①総合事業の事例調査

調査対象：自治体 数カ所（地域リハビリテーション体制有り）

調査方法：訪問またはオンラインによるヒアリング調査

調査内容：介護予防・日常生活支援総合事業の利用者への福祉用具に関する支援実施状況及び支援体制

②モデル的試行調査

調査対象：自治体 1カ所（地域リハビリテーション体制有り）

調査方法：利用者数名を選定し多職種連携の支援を実施

調査内容：地域における福祉用具貸与事業所及び福祉用具専門相談員等に期待される役割の整理や活躍の場の確認

自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）

- 介護給付適正化主要5事業の一つである、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査については、保険者毎の実施状況に差が生じているが、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理にて、適正な運用の観点から充実・強化を求められており、制度の持続可能性の観点からも取り組む必要がある。
- 介護給付適正化主要5事業について、社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月）では、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実等が重要とされている。

事業概要

1. 検討委員会の開催
2. 市区町村向け事例収集調査の実施
(アンケート調査)
3. 具体的な取組事例の詳細把握
(ヒアリング調査)
4. 点検マニュアルの作成
5. 報告書の作成

点検
マニュアル

【検討委員会の主な議題】案

| 回 | 主な議題（案） |
|-----|---|
| 第1回 | <ul style="list-style-type: none">・事業の目的、年間計画の確認・点検マニュアル：全体構成について検討・取組事例の収集について・市区町村向け事例収集調査について |
| 第2回 | <ul style="list-style-type: none">・事例収集調査結果について・点検マニュアル：各章の内容について |
| 第3回 | <ul style="list-style-type: none">・具体的な取組事例について・点検マニュアル：各章の内容について |
| 第4回 | <ul style="list-style-type: none">・点検マニュアル：活用方法について |
| 第5回 | <ul style="list-style-type: none">・点検マニュアル：最終案について・報告書案について |

貸与と販売の選択制の導入の検討

貸与と販売の選択制の導入の検討

- スロープを継続的に利用している者を種類ごとに（携帯用スロープ、固定用スロープ）区分し、貸与期間（平均値）の割合を要介護度別に算出し、それぞれ割合が大きいものから順に上位2つ（赤色、橙色）を示した。

| | 携帯用スロープ | | | | |
|---------|---------|--------|-------|--------|-------|
| | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 | |
| 件数 | 100.0% | 1.8% | 19.2% | 22.7% | 56.3% |
| 1～3カ月 | 42.3% | 0.6% | 7.9% | 9.2% | 24.6% |
| 4～6カ月 | 15.0% | 0.2% | 2.9% | 3.4% | 8.4% |
| 7～12カ月 | 13.8% | 0.2% | 2.4% | 3.3% | 7.9% |
| 13～18カ月 | 7.8% | 0.1% | 1.4% | 1.9% | 4.3% |
| 19～24カ月 | 4.7% | 0.2% | 1.0% | 1.1% | 2.4% |
| 25～29カ月 | 3.7% | 0.1% | 0.8% | 0.8% | 1.9% |
| 30カ月以上 | 12.7% | 0.3% | 2.6% | 2.9% | 6.8% |

| | 固定用スロープ | | | | |
|---------|---------|--------|-------|--------|-------|
| | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 | |
| 件数 | 100.0% | 16.1% | 40.3% | 18.4% | 25.3% |
| 1～3カ月 | 29.8% | 3.1% | 11.4% | 5.9% | 9.5% |
| 4～6カ月 | 14.1% | 1.6% | 5.6% | 2.8% | 4.1% |
| 7～12カ月 | 14.5% | 2.2% | 6.0% | 2.8% | 3.6% |
| 13～18カ月 | 8.7% | 1.3% | 3.8% | 1.7% | 1.9% |
| 19～24カ月 | 5.4% | 1.0% | 2.0% | 1.1% | 1.3% |
| 25～29カ月 | 4.9% | 1.2% | 2.1% | 0.7% | 0.9% |
| 30カ月以上 | 22.5% | 5.7% | 9.4% | 3.4% | 4.0% |

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 途中で一時的に貸与実績が無いデータは、カウントせずにデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、「30か月以上」に分類。

貸与と販売の選択制の導入の検討

- 歩行器を継続的に利用している者を種類ごとに（歩行器、歩行車）区分し、貸与期間（平均値）の割合を要介護度別に算出し、それぞれ割合が大きいものから順に上位2つ（赤色、橙色）を示した。

| | 歩行器 | | | | |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 |
| 件数 | 100.0% | 13.1% | 45.7% | 21.5% | 19.7% |
| 1～3カ月 | 34.5% | 4.1% | 15.7% | 7.4% | 7.2% |
| 4～6カ月 | 16.1% | 1.8% | 7.8% | 3.7% | 2.8% |
| 7～12カ月 | 16.6% | 2.3% | 7.6% | 3.4% | 3.4% |
| 13～18カ月 | 8.3% | 1.3% | 3.9% | 1.6% | 1.4% |
| 19～24カ月 | 4.8% | 0.7% | 2.1% | 1.2% | 0.8% |
| 25～29カ月 | 3.7% | 0.5% | 1.8% | 0.6% | 0.8% |
| 30カ月以上 | 16.0% | 2.3% | 6.7% | 3.6% | 3.3% |

| | 歩行車 | | | | |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 |
| 件数 | 100.0% | 28.9% | 47.0% | 13.6% | 10.4% |
| 1～3カ月 | 27.8% | 6.3% | 13.2% | 4.4% | 3.9% |
| 4～6カ月 | 14.2% | 3.6% | 6.7% | 2.1% | 1.7% |
| 7～12カ月 | 17.4% | 4.8% | 8.4% | 2.4% | 1.8% |
| 13～18カ月 | 9.0% | 2.6% | 4.4% | 1.2% | 0.7% |
| 19～24カ月 | 6.5% | 2.0% | 3.1% | 0.9% | 0.6% |
| 25～29カ月 | 4.8% | 1.7% | 2.2% | 0.5% | 0.4% |
| 30カ月以上 | 20.4% | 8.0% | 8.9% | 2.1% | 1.4% |

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 途中で一時的に貸与実績が無いデータは、カウントせずにデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、「30か月以上」に分類。

貸与と販売の選択制の導入の検討

- 歩行補助つえを継続的に利用している者を種類ごと（単点杖、腋窩支持クラッチ（松葉杖）、多点杖）区分し、貸与期間（平均値）の割合を要介護度別に算出し、それぞれ割合が大きいものから順に上位2つ（赤色、橙色）を示した。

| | 単点杖 | | | | |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 |
| 件数 | 100.0% | 31.4% | 46.6% | 11.5% | 10.5% |
| 1～3カ月 | 24.9% | 6.5% | 13.1% | 2.1% | 3.1% |
| 4～6カ月 | 13.1% | 3.9% | 6.5% | 1.3% | 1.3% |
| 7～12カ月 | 16.0% | 5.0% | 6.5% | 2.1% | 2.4% |
| 13～18カ月 | 8.1% | 1.8% | 4.2% | 1.6% | 0.5% |
| 19～24カ月 | 6.5% | 1.0% | 4.5% | 0.8% | 0.3% |
| 25～29カ月 | 5.2% | 1.6% | 1.8% | 0.8% | 1.0% |
| 30カ月以上 | 26.2% | 11.5% | 9.9% | 2.9% | 1.8% |

| | 腋窩支持クラッチ（松葉杖） | | | | |
|---------|---------------|--------|--------|------|--------|
| | | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 |
| 件数 | 100.0% | 38.1% | 45.2% | 9.1% | 7.6% |
| 1～3カ月 | 38.1% | 15.2% | 14.7% | 4.1% | 4.1% |
| 4～6カ月 | 21.3% | 8.6% | 10.7% | 1.0% | 1.0% |
| 7～12カ月 | 13.2% | 4.6% | 6.1% | 2.0% | 0.5% |
| 13～18カ月 | 5.1% | 2.5% | 2.5% | 0.0% | 0.0% |
| 19～24カ月 | 2.0% | 0.0% | 1.5% | 0.0% | 0.5% |
| 25～29カ月 | 7.1% | 3.0% | 3.0% | 0.5% | 0.5% |
| 30カ月以上 | 13.2% | 4.1% | 6.6% | 1.5% | 1.0% |

| | 多点杖 | | | | |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 |
| 件数 | 100.0% | 28.7% | 46.6% | 13.8% | 10.8% |
| 1～3カ月 | 24.5% | 5.1% | 12.6% | 3.6% | 3.2% |
| 4～6カ月 | 13.4% | 3.5% | 6.4% | 2.0% | 1.5% |
| 7～12カ月 | 16.4% | 4.6% | 7.8% | 2.4% | 1.7% |
| 13～18カ月 | 9.2% | 3.0% | 4.1% | 1.2% | 0.9% |
| 19～24カ月 | 6.2% | 2.0% | 2.9% | 0.8% | 0.5% |
| 25～29カ月 | 5.3% | 1.9% | 2.4% | 0.5% | 0.5% |
| 30カ月以上 | 25.1% | 8.8% | 10.5% | 3.3% | 2.5% |

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 途中で一時的に貸与実績が無いデータは、カウントせずにデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、「30か月以上」に分類。

(※) 単点杖は、CCTA95の分類におけるエルボーランチ、ロフトランドクラッチ、カナディアンクラッチを含む。

(※) 多点杖は、CCTA95の分類における三脚杖、四脚杖、五脚杖を含む。

貸与と販売の選択制の導入の検討

- 手すりを継続的に利用している者を種類（トイレ用簡易手すり、床置き式起き上がり用手すり、支持用手すり、握りバー）ごと区分し、貸与期間（平均値）の割合を要介護度別に算出し、それぞれ割合が大きいものから順に上位2つ（赤色、橙色）を示した。

| | トイレ用簡易手すり | | | | |
|---------|-----------|--------|-------|--------|-------|
| | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 | |
| 件数 | 100.0% | 17.0% | 46.0% | 18.0% | 18.9% |
| 1～3カ月 | 30.5% | 3.6% | 13.0% | 6.4% | 7.5% |
| 4～6カ月 | 12.9% | 2.0% | 5.9% | 2.5% | 2.6% |
| 7～12カ月 | 14.2% | 2.0% | 6.9% | 2.5% | 2.8% |
| 13～18カ月 | 8.5% | 1.3% | 4.4% | 1.5% | 1.4% |
| 19～24カ月 | 5.7% | 1.0% | 3.0% | 0.9% | 0.9% |
| 25～29カ月 | 4.9% | 1.1% | 2.3% | 0.7% | 0.7% |
| 30カ月以上 | 23.2% | 6.0% | 10.6% | 3.6% | 3.1% |

| | 床置き式起き上がり用手すり | | | | |
|---------|---------------|--------|-------|--------|-------|
| | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 | |
| 件数 | 100.0% | 22.6% | 49.1% | 15.7% | 12.6% |
| 1～3カ月 | 26.5% | 3.7% | 12.9% | 5.1% | 4.8% |
| 4～6カ月 | 12.6% | 2.2% | 6.3% | 2.3% | 1.8% |
| 7～12カ月 | 15.4% | 3.3% | 8.0% | 2.4% | 1.8% |
| 13～18カ月 | 9.4% | 2.1% | 4.9% | 1.4% | 1.0% |
| 19～24カ月 | 6.5% | 1.6% | 3.4% | 0.8% | 0.7% |
| 25～29カ月 | 5.4% | 1.5% | 2.7% | 0.7% | 0.5% |
| 30カ月以上 | 24.2% | 8.3% | 11.0% | 3.0% | 2.0% |

| | 手すり, 支持用手すり | | | | |
|---------|-------------|--------|-------|--------|-------|
| | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 | |
| 件数 | 100.0% | 23.3% | 48.0% | 16.0% | 12.7% |
| 1～3カ月 | 23.6% | 3.7% | 11.2% | 4.5% | 4.2% |
| 4～6カ月 | 11.6% | 1.9% | 5.7% | 2.3% | 1.7% |
| 7～12カ月 | 14.5% | 3.3% | 6.9% | 2.3% | 1.9% |
| 13～18カ月 | 9.1% | 2.0% | 4.6% | 1.6% | 0.9% |
| 19～24カ月 | 7.2% | 1.7% | 3.7% | 1.0% | 0.8% |
| 25～29カ月 | 6.1% | 1.6% | 3.1% | 0.8% | 0.6% |
| 30カ月以上 | 28.0% | 9.2% | 12.8% | 3.5% | 2.6% |

| | 握りバー, 握り | | | | |
|---------|----------|--------|-------|--------|-------|
| | 要支援1・2 | 要介護1・2 | 要介護3 | 要介護4・5 | |
| 期間 | 100.0% | 16.0% | 46.2% | 19.1% | 18.8% |
| 1～3カ月 | 28.2% | 3.0% | 12.4% | 6.0% | 6.7% |
| 4～6カ月 | 12.5% | 1.5% | 5.9% | 2.7% | 2.4% |
| 7～12カ月 | 15.4% | 2.2% | 7.4% | 2.9% | 2.9% |
| 13～18カ月 | 9.1% | 1.4% | 4.4% | 1.9% | 1.5% |
| 19～24カ月 | 6.5% | 1.1% | 3.1% | 1.2% | 1.2% |
| 25～29カ月 | 5.1% | 1.0% | 2.4% | 0.8% | 0.8% |
| 30カ月以上 | 23.2% | 5.9% | 10.5% | 3.5% | 3.2% |

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 途中で一時的に貸与実績が無いデータは、カウントせずにデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、「30か月以上」に分類。

貸与と販売の選択制の導入の検討

- 保険者における、現在の福祉用具貸与の種目の一部が販売種目となった場合に想定される課題は、以下のとおりであった。

現在の福祉用具貸与の種目の一部が販売種目となった場合に想定される課題【複数回答】

| | 件数 | 身体状況の変化に合わせた再支給がにくい | 利用者自身で破損やメンテナンスの必要性に気づけない | 利用者自身で身体状況に合っていないことに気が付かない | 試用した上での購入ができない | 短期間で不要になった場合の処分が難しい | 現在の給付上限額では不足する | 一時的に高額な自己負担が発生する | 身体状況に合った商品の基準が分からない | 同一種目を複数同時に利用する場合の対応方法がわからない | 商品の細かい機能の差を判断できる職員がいない | ごみの収集や処理等に要する費用が増加する | 購入された福祉用具が転売される可能性がある | 無回答 |
|--------|------|---------------------|---------------------------|----------------------------|----------------|---------------------|----------------|------------------|---------------------|-----------------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|------------|
| 全体 | 1228 | 698 56.8% | 733 59.7% | 646 52.6% | 367 29.9% | 697 56.8% | 611 49.8% | 515 41.9% | 428 34.9% | 370 30.1% | 535 43.6% | 244 19.9% | 272 22.1% | 22 1.8% |
| 政令指定都市 | 17 | 12 70.6% | 13 76.5% | 10 58.8% | 6 35.3% | 11 64.7% | 13 76.5% | 9 52.9% | 10 58.8% | 5 29.4% | 10 58.8% | 2 11.8% | 4 23.5% | 0 0.0% |
| 中核市 | 56 | 42 75.0% | 35 62.5% | 33 58.9% | 13 23.2% | 28 50.0% | 28 50.0% | 22 39.3% | 23 41.1% | 18 32.1% | 22 39.3% | 12 21.4% | 14 25.0% | 1 1.8% |
| 特別区 | 22 | 17 77.3% | 19 86.4% | 17 77.3% | 3 13.6% | 13 59.1% | 12 54.5% | 9 40.9% | 11 50.0% | 9 40.9% | 12 54.5% | 7 31.8% | 6 27.3% | 1 4.5% |
| 一般市 | 569 | 350 61.5% | 352 61.9% | 315 55.4% | 171 30.1% | 342 60.1% | 298 52.4% | 236 41.5% | 212 37.3% | 204 35.9% | 257 45.2% | 124 21.8% | 133 23.4% | 9 1.6% |
| 町 | 486 | 241 49.6% | 269 55.3% | 229 47.1% | 146 30.0% | 260 53.5% | 222 45.7% | 205 42.2% | 150 30.9% | 117 24.1% | 210 43.2% | 82 16.9% | 98 20.2% | 9 1.9% |
| 村 | 78 | 36 46.2% | 45 57.7% | 42 53.8% | 28 35.9% | 43 55.1% | 38 48.7% | 34 43.6% | 22 28.2% | 17 21.8% | 24 30.8% | 17 21.8% | 17 21.8% | 2 2.6% |

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する調査研究事業報告書」より作成

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

貸与と販売の選択制の導入の検討

- 福祉用具貸与を利用している被保険者における、現在利用している商品が介護保険によって貸与か購入を選べる場合の意向等は、以下のとおりであった。

介護保険によって購入か貸与か選べる場合の意向【複数回答】

| | 件数 | 現状のままでよい (福祉用具貸与での利用) | 購入も検討したい | わからない | 無回答 |
|-------|-----|--------------------------|------------|------------|-----------|
| 合計 | 546 | 460 84.2% | 46 8.4% | 32 5.9% | 8 1.5% |
| 長期利用者 | 226 | 198 87.6% | 17 7.5% | 8 3.5% | 3 1.3% |
| 直近利用者 | 243 | 195 80.2% | 24 9.9% | 20 8.2% | 4 1.6% |
| 無回答 | 77 | 67 87.0% | 5 6.5% | 4 5.2% | 1 1.3% |

「現状のままでよい」と回答した場合の理由【複数回答】

| | 件数 | 商品の変更が可能だから | 一時的な高額な支払いが発生すると困るから | 使わなくなった時の処分に関するから | 定期的に商品の確認をしてもらえらるから | その他 | 無回答 |
|-------|-----|--------------|----------------------|-------------------|---------------------|------------|-----------|
| 合計 | 460 | 325 70.7% | 54 11.7% | 304 66.1% | 236 51.3% | 22 4.8% | 2 0.4% |
| 長期利用者 | 198 | 142 71.7% | 25 12.6% | 127 64.1% | 109 55.1% | 9 4.5% | 1 0.5% |
| 直近利用者 | 195 | 136 69.7% | 26 13.3% | 127 65.1% | 96 49.2% | 9 4.6% | 1 0.5% |
| 無回答 | 67 | 47 70.1% | 3 4.5% | 50 74.6% | 31 46.3% | 4 6.0% | 0 0.0% |

(※) 長期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年以上継続している者を表す。

(※) 直近利用者は、調査時点において、事業所として新規でケアプランを作成した利用者（初回加算の算定利用者）。

(※) 調査票における説明文では、「仮に購入する場合は、介護保険給付の対象となり、利用者負担割合（1～3割）に応じた自己負担額で購入可能であるという」前提のみ提示した調査結果である。

【出典】令和4年度度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与における利用実態と利用者の状態等の要因に関する調査研究事業報告書」より作成

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

貸与と販売の選択制の導入の検討

- 排泄支援予測機器の購入費の支給申請時に提出された医学的な所見がわかる資料は以下のとおりであった。

申請時に提出された医学的な所見が分かる資料について【複数回答】

| | 件数 | 介護認定審査における 主治医の意見書 | サービス担当者会議等における 医師の所見 | 介護支援専門員等が聴取した 居宅サービス計画等に記載する 医師の所見 | 個別に取得した医師の診断書 | その他 | 無回答 |
|----|----|-----------------------|-------------------------|--|---------------|-------|------|
| 全体 | 14 | 4 | 5 | 2 | 2 | 3 | 0 |
| | | 28.6% | 35.7% | 14.3% | 14.3% | 21.4% | 0.0% |

【出典】令和4年度度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する調査研究事業報告書」より作成

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)